

令和 7 年 11 月 5 日

内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
厚生労働大臣 上 野 賢一郎 様

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

理事長 福 間 廣 明

住所 兵庫県神戸市中央区橋通 3-4-1

電話 078(371)3930

知的障がい者の地域生活移行に関する要望書

日頃より、知的障がいのある人々への福祉施策を推進くださり、厚く御礼申し上げます。

当会は、全ての知的障害者支援施設を利用する人の福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的として活動している団体です。

さて、障がい者が入所支援施設から出て地域での生活に移行する政策を国は進めていますが、知的障がい者の場合は、その障がい特性などから十分な配慮が必要です。入所支援施設での生活以外が難しい知的障がい者がいることも踏まえて、地域生活移行の意思確認においては、知的障がい者本人からの希望の聞き取りに加えて、家族からも不安がないか必ず聞き取るなど、慎重な対応を行い、間違っても地域での生活に困難が予想される知的障がい者が入所支援施設から出されることがないように施設等に通知・指導するなど、行政側として万全を期してください。

また、地域生活移行の第一選択肢となることが多いグループホームについては、入所支援施設に準じて365日24時間安心して安全かつ快適に生活できる環境であることが求められます。

さらに、多くの知的障がい者は就労による収入が少なく、経済的な自立は困難であり、公的経済支援の拡充が必要不可欠です。

なお、地域生活移行政策が入所支援施設数の削減につながることをないように、切に望みます。つきましては、下記事項を要望いたしますので、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 入所支援施設での生活以外が難しい知的障がい者がいることも踏まえて、地域生活への移行は慎重に行ってください。また、地域移行により入所施設数が削減されないよう切に望みます。
2. 知的障がい者が地域のグループホームでも365日24時間安心・安全で快適に生活できるように、職員の配置基準及び設備等の基準の充実を図ってください。
3. 収入が少ない知的障がい者であっても入所支援施設と同等の負担でグループホームで暮らしていけるように、経済的支援を拡充してください。
4. 地域生活移行した知的障がい者が新しい生活に馴染めない場合は、希望すれば元の入所支援施設に戻ることができるように、施設への一定期間の補償を含めて、ルール化してください。
5. 知的障がい者が高齢化して地域での生活が困難になった時に「終の住処」として移り住む、高齢者利用に特化した入所支援施設の整備(既存施設の改修転用を含む)を進めてください。

以上